

岡山市上道墓園墓石等設置基準

岡山市市民協働局 生活安全課 墓地・斎場係 上道墓園管理事務所

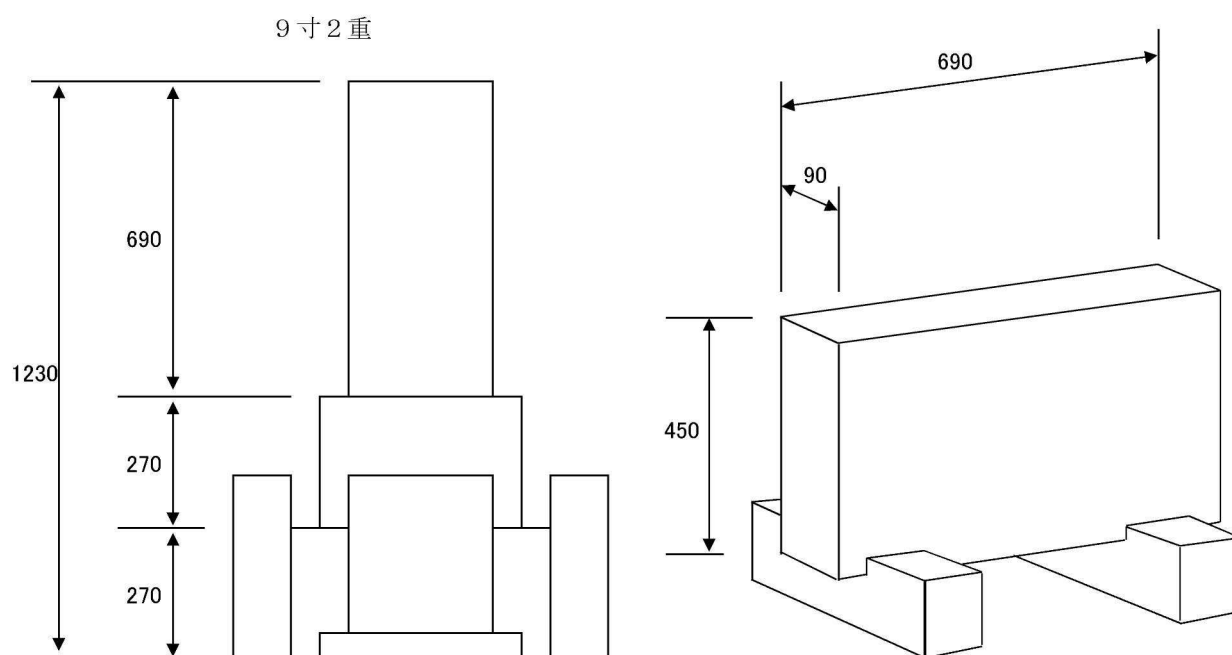
面積	4 m ² (B 4－8)	5 m ² (B 5－7)	5 m ² (芝生)	4 m ² ・5 m ²	9 m ²
墓所の種類	規格墓所			普通墓所	
既設の境界設定	縁石	縁石	ポイント	縁石	縁石
延石又は玉垣 の設置	不可	不可	不可	可 (縁石の上端から延石は20cm以下、玉垣は60cm以下、延石と玉垣を両方設置する場合とは両方で60cm以下)	可 (縁石の上端から延石は20cm以下、玉垣は60cm以下、延石と玉垣を両方設置する場合とは両方で60cm以下)
盛土	縁石の上端まで	縁石の上端まで	不可	縁石又は延石の上端まで	縁石又は延石の上端まで
墓石	<ul style="list-style-type: none"> 高さについて、縁石の上端から123cm 墓石の中心が縁石の外面から70cm 9寸二重台とすること ・ 工作物は、縁石の内側に設置すること 	<ul style="list-style-type: none"> 高さについて、縁石の上端から150cm 墓石の中心が縁石の外面から90cm 9寸三重台とすること ・ 工作物は、縁石の内側に設置すること 	<ul style="list-style-type: none"> 高さについて、芝生面から73cm以下 墓石の中心がポイントの境界から70cm ・ 工作物は、ポイントの内側に設置すること 	<ul style="list-style-type: none"> 高さについて、縁石の上端から200cm 墓石の中心が縁石の外面から4m²は70cm、5m²は90cm ・ 工作物は、縁石の内側に設置すること 	<ul style="list-style-type: none"> 高さについて、縁石の上端から200cm 墓石の中心が縁石の外面から100cm ・ 工作物は、縁石の内側に設置すること
戒名板の設置	可	可	不可	可	可
その他の工作物(五輪塔・灯籠・塔婆墓標・地藏・物置台等)の設置	不可 (塔婆立、墓標、物置台は可)	不可 (塔婆立、墓標、物置台は可)	不可 (塔婆立、墓標は可)	可 (縁石の上端から200cm以下)	可 (縁石の上端から200cm以下)
草・花・木の植栽	不可(既にあり)	不可(既にあり)	不可	不可	不可

※縁石とは市が設けた既存の境界ブロック、延石とは普通墓所のみ設けることのできる工作物を指します。

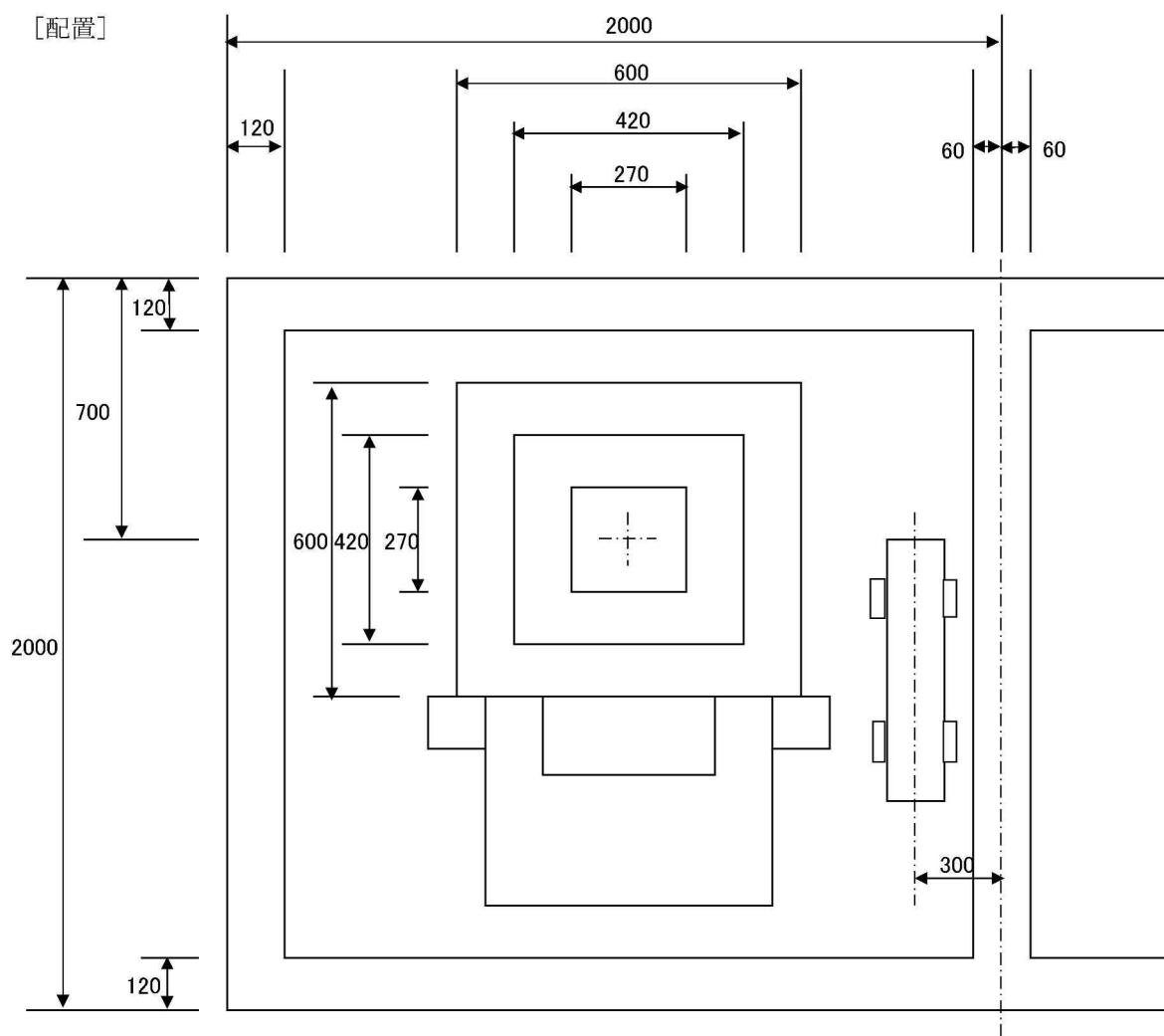
※工作物については別途用紙を参照のこと。

上道墓園 規格墓地（4 m²）設置基準

[墓石]



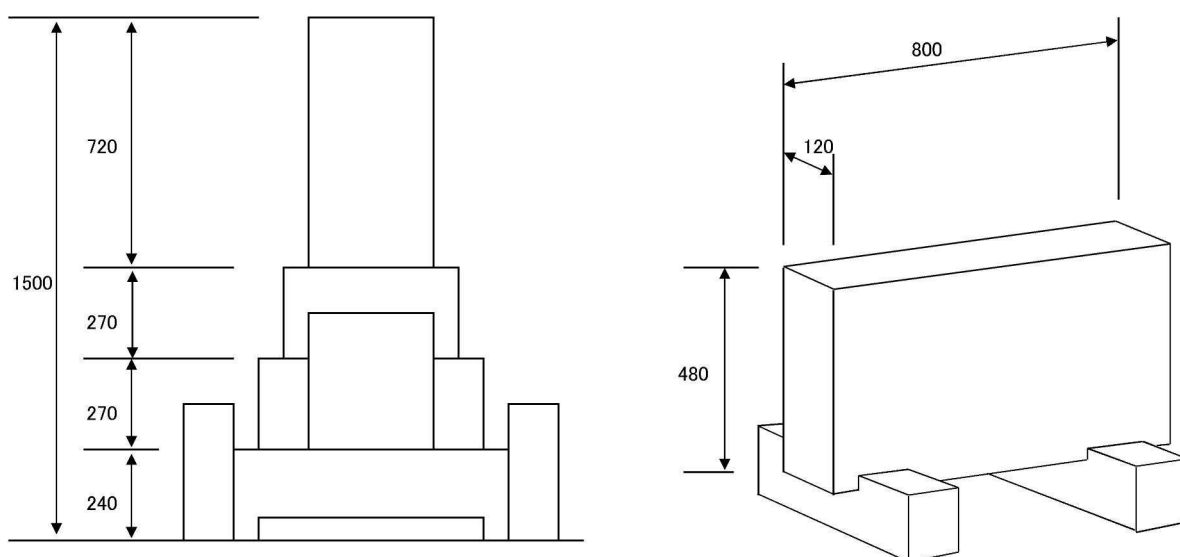
[配置]



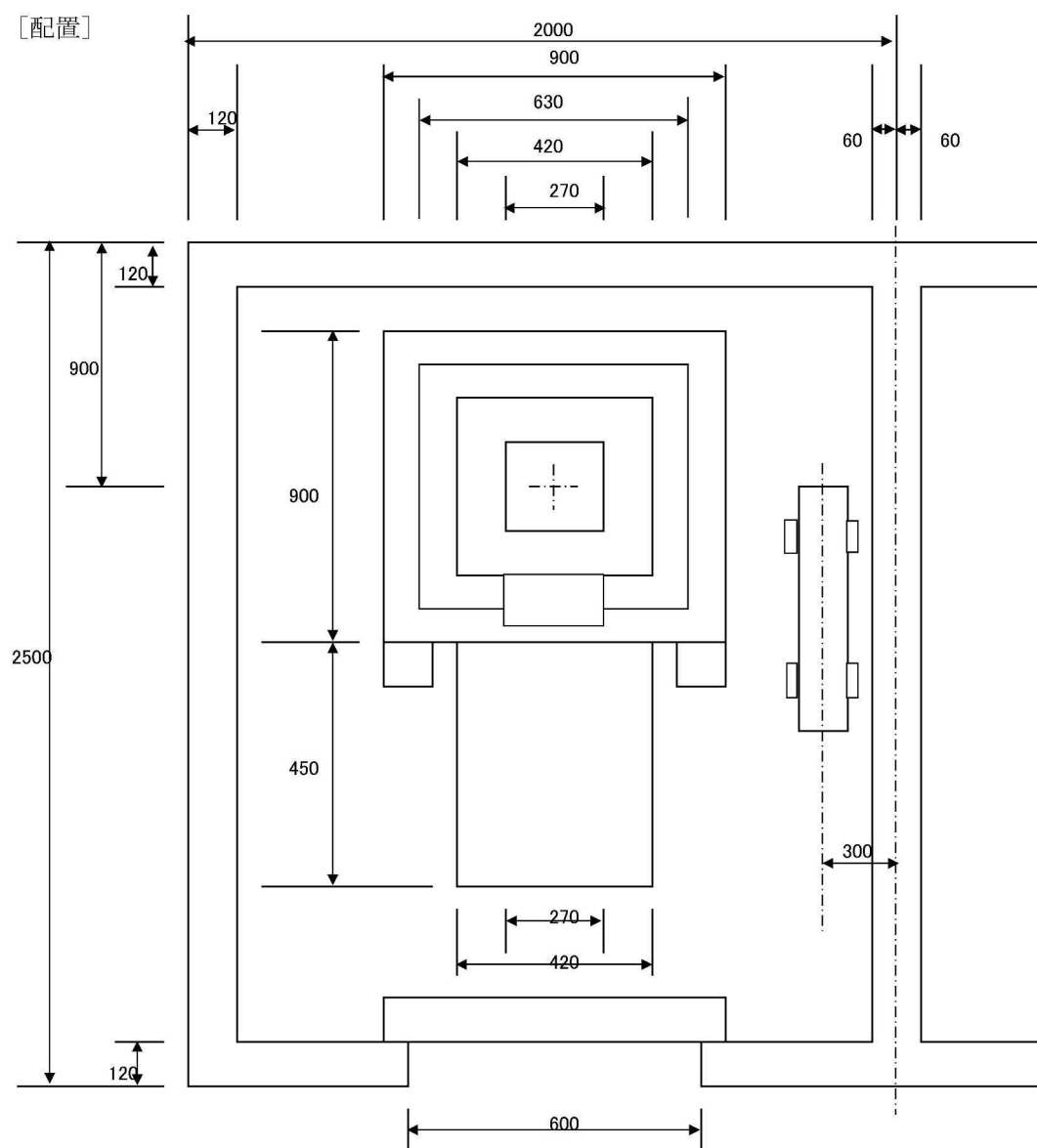
上道墓園 規格墓地（5 m²）設置基準

[墓石]

9 寸 3 重



[配置]



■上道墓園位置図 <所在：岡山市東区草ヶ部1195番地 他>



墓園全圖



上道墓園主要設備

1 C地区駐車場、管理事務所及びトイレ



2 B地区駐車場、トイレ



3 水道（複数個所にあり）

